

平成29年度第3回長野県地方税制研究会（専門部会を合同開催）

日 時：平成29年7月10日（月）午後3時～5時

場 所：長野県庁 講堂

1 開 会

（大槻企画幹兼課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今から平成29年度第3回長野県地方税制研究会を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議に入るまで進行を務めさせていただきます、総務部税務課企画幹の大槻直樹と申します。

初めに、この研究会はこれまでどおり公開とさせていただきます。会議結果につきましては、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。

また、本日は専門部会との合同開催とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

（小林総務部長）

長野県総務部長の小林透と申します。

本日は、長野県地方税制研究会と同専門部会の合同での開催をご案内させていただいたところ、委員の皆様方にはお忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

また、皆様方には、常日ごろ県政発展のために様々な場面で、格別のご理解、ご協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

県といたしましては、6月22日から7月7日まで県会6月定例会を開催いたしました。6月22日、知事からの提案説明の中で、市長会及び町村会の要望や、「みんなで支える森林づくり県民会議」の意見を踏まえ、森林税については「継続することを視野に入れつつ、今後の方針を定めてまいりたい」とお話をさせていただいたところです。

長野県森林づくり県民税を議題とするのは、専門部会を含め、本日で6回目となります。これまで、2期9年間の成果等についてご議論をいただいていたところでございます。

本日は、森林づくり支援金の成果と評価、今後の森林整備の方向性を林務部から説明し、改めて税制の面から議論をいただきたいと考えています。

委員の皆様方はそれぞれの分野でご活躍でございますので、様々なお立場から、また大所高所からのご提言、ご示唆を賜りますようお願いを申し上げます。

本日の研究会が有意義なものとなりますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（大槻企画幹兼課長補佐）

ありがとうございました。

次に、お配りしてある資料の確認をお願いします。本日の会議資料は、次第に記載の配布資料一覧のとおりでございます。不足等ございませんでしょうか。

それではこれより会議に入らせていただきます。会議の進行は、研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、よろしくお願いいたします。

3 会 議

(1) 長野県森林づくり県民税について

(青木座長)

皆様、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。本日は珍しく、フルメンバーそろっております。今日は重要な会議となりますので、いつもどおり忌憚のないご意見をお願いいたします。

前回までの議論と資料1について多少、説明をさせていただきます。

我々はこれまで現状の把握ということで5回ほど回を重ねてまいりました。森林税の現状並びに課題がもろもろ出ております。資料1に主な意見と書いてございますが、これで全てではなく、そろそろ取りまとめに向けて考えていかなければなりませんので、ここに記載していないことも改めて入ることになるかもしれません。そのことをご承知おきください。

1番目「第2期の目標未達成について」です。5年前、制度改善として出させていた4点について、なかなか進まないという現状が明らかになっています。これをどう考えるのか。

2番目「基金残高について」です。基金残高はここに記載の数字よりも大きい額が残ることになるかと思われまます。これも大きな課題としてある。

3番目、いわゆる「補助裏」の部分です。研究会から重要な問題として提供させていただいて、次期という話もあるようですが、これをどうするつもりなのかが課題です。

4番目、市町村に交付されている「支援金」です。これも、ようやく実態が明らかになってきたわけですが、かなり自由度の高い形で年間税収の2割、1.2億円ほどが市町村に渡されている。前回、宮崎委員から、成果を示してほしいという宿題が出されておりますので、後ほどお答えいただけるものと思っております。

その次、一般論として、目的税をやると、担当部局の既得権として考えられがちである。10年もやってきましたと、その傾向が強まるのではないかと思ひまして、指摘をさせていただきました。こちらについては、県民会議が森に携わる方々で構成されるサークル的なものであっては困るということも含めて指摘させていただきました。

その次は、もっと大きな問題です。そもそも長野県の森づくりに森林税がどういった位置づけにあるのかといったところが曖昧で、我々がよく把握できていないものですから、これも課題でしょうとなっております。

続いて、これは私から資料を出させていただきました。今申し上げた点を判断する上で基準となる森林税の考え方をまとめたものです。御留意をいただければと思います。ここまで、我々が議論してきたこととなります。

知事の方からも「継続を視野に」というお話がございますが、我々からすると、この問題点なり課題なりをクリアする努力をしていただかないと、なかなか難しいのではないかと考えております。

その上で、今後どうするのか。林務部は継続してほしい、とおっしゃるのが必然かと思ひますし、今日はそういった点を含めて説明をされるのかなと思っております。課題が明らかになり、その上で、今後林務部がやりたい事業に超過課税である森林税を充てるのが適当なのかどうか、今日、答えを出すわけではありませんが、そこを考えながら説明をお聞きいただければと思います。

それでは資料2の説明をお願いいたします。抽象的な説明ではなく、具体的に分かりやすくお願いいたします。

(千代森林政策課企画幹)

森林政策課企画幹の千代です。よろしく申し上げます。

資料2の「豊かな森林を次の世代へ 長野県の今後の森林づくりの方向性」について、ご説明いたします。

表紙の左下に「目次」を示してございます。前半部分は前回に説明しておりますので、後半の、「今後の森林づくりに向けて」と「今後の森林づくり 改善の方向性について」を説明させていただきます。

24ページをお願いします。

里山とはどのような場所であるかということ、改めて記載しております。地理的には、「人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林」ということですが、人の営みとともに農地や宅地、河川などと密接に繋がりながら、農山村の文化圏を形成していたものでございまして、その形態や特徴は、非常に多様性を持ったものでございます。

25ページをお願いします。

「里山のチカラ」ということで、里山が持つ多面的な機能を紹介しております。水源の涵養や林産物の供給、山崩れ等の災害から人々の暮らしを守るといったチカラに加え、生活環境や自然環境を守る機能、保健休養の場を提供する機能、さらには地域の文化や伝統を育むといったことも注目すべきチカラであると認識しております。こうした里山の機能がセットとなりまして、人々の暮らしに多くの恵みをもたらしております。

26ページをお願いします。

そんな里山でありますけれども、今、里山をはじめとする森林の状況に目を向けてみますと、森林を支える山村の人口は非常に少なくなっておりまして、特に過疎化や不在村化といった課題によりまして、身近な里山の「管理の空洞化」が進行している状況であります。

27ページには、長野県における森林の所有規模が、全国と比較しても零細であることを示すデータを記載しております。こうした零細な所有規模の森林は、主に集落に近い里山に分散的に存在しております。

こうした里山をはじめとする森林の多面的な機能、里山のチカラを持続的に発揮していくために、県では平成16年に長野県ふるさとの森林づくり条例を制定しております。28ページに記載してありますように、里山整備利用地域の認定制度を設けまして、地域住民の自発的な取組に対して様々な形で支援をしてきております。

また、平成20年度からは森林税を導入して、里山の森林の間伐を重点的に推進しているところでございます。

こうした県の施策などを通じまして、見えてきたこともございます。森林税では、里山の間伐について、一定程度の進展がありましたが、依然として未整備の里山が存在している、これらをさらに進めるためには、地域の人たちと里山との関わりが今まで以上に重要であること、また、そのためには森林の管理の空洞化や、人と森林との関わり希薄化を何とかしなければならぬ、そんな中において、特に環境や保健、文化、教育など、森林の多様な機能が人との関わりを再構築するための重要な要素・ポイントになるんじゃないかということでございます。

29ページをお願いします。

森林の空洞化をくい止めるためには、従来の森林・林業施策のみでは十分な効果を発現することは困難であり、様々な分野との緊密な連携・対策が不可欠であるということ、また、零細な森林ということに加えまして、施策の対象となっていなかったような身近な場

所、公園や河川沿い、段丘等の森林についても、適切な管理が必要であるという要請もございます。

そうした考え方の中で、これまで県内で育まれてきた伝統行事や伝統工芸品などに代表される「木と森の文化」というものがございます。こうした文化は、時代の変化の中で途絶えてきている部分が多々ございますけれども、一方で、全国一の数を誇ります「森林セラピー」や、全国に先駆けて創設されました「信州やまほいく」の制度のような新たな施策も進展しております。このため、森林の魅力や価値を今一度評価して未来へと引き継いで行くために、新たな「木と森の文化」の創造といったことも、林業的な分野を超えて取り組んでいく必要があると考えております。

30ページをご覧ください。

それでは、今後具体的に里山の森林づくりについて、施策的にどのように改善していくべきか、いくつかの視点でまとめさせていただきました。

まず、基本としまして、これまでの森林税の取組の成果と課題、反省点を十分踏まえて施策を見直していくということ、その上で、地域が主体的・持続的に里山の整備・管理・利用を行う社会へと転換するための施策に重点を置く、これは、様々な主体の参画により森林の多面的な機能・価値を活かすという視点を重視していくということでございます。そして、それらを未来に引き継いでいくために、多彩な「木と森の文化」を創造していく、こういうスタンスを基本に置きつつ、改善の方向性を明確にしていきたいと思いますと考えております。

なお、これらは、財源をどのようにするのか、森林税そのものの継続あり・なしに関わらず、検討していくべき施策の方向ということで整理してございます。

まず、残された未整備森林の整備をいかに進めるかといった部分を記載してございます。より整備が困難な場所が残されていることに加えまして、国の補助金の嵩上げをメインに推進してきた部分の見直しの必要性、基金残額が拡大している点などを踏まえまして、今後については、災害防止や景観保全等の観点で、優先して整備する場所を県の航空レーザー測量による最新データに基づきまして、市町村や地元の方々とともに箇所を特定しつつ、計画的に進めていく形が好ましいということでございます。こうした点はこれまでも意識しつつ進めてきたわけでありましてけれども、事業体任せではない、地元住民が主体であることを強調しつつ、推進に当たっては、森林づくり条例の里山整備利用地域認定制度等による県の施策の独自性の担保も検討していきたいと思いますと考えております。

また、国庫補助の嵩上げも有効に活用しながら、零細な森林の整備を進めるためには、嵩上げではない単独事業での推進を検討していく必要があるとともに、間伐材の搬出・利用の取組もより一層推進していく必要があると考えております。

では、整備すべき里山の面積が現時点でどれくらいあるのか、といった点につきましては、後程、説明させていただきます。

31ページをお願いします。上段の基本事項は前頁と同じでございます。

地域主体の里山整備についてでございますが、第2期を中心に林業事業体の整備がメインであったということで、地域の関与が少ないような状況であること、また、間伐材の利活用の取組も十分とはいえないこと、人材育成は進んできてはいますけれども、活躍の場はまだまだこれからといった部分がございます。

このため、住民自らやNPO法人といった多様な担い手の参入を促進する方向で、地元市町村が作成する総合プランに基づきまして、里山の資源を活用するための地域のニーズに対応する施策へと改善していく必要があると考えております。そのためには、中間支援的な組織による専門家の派遣や、地域と技術者との適切なマッチングなど、地域での取組を側面的に支援する仕組みが必要であると考えております。

32ページをお願いします。

市町村との協働といった視点でございますが、市町村からは、松くい虫被害対策や野生鳥獣害防止の緩衝帯、景観整備といった地域特有の課題への対応について強い要望がございますが、一方で県としましては、それぞれの取組が特徴的である反面、これまでの支援交付金のような仕組みでは分散的で効果がわかりにくいといった面がございました。

こうした取組に対しては、補助事業という形で、県としても説明責任が果たせるようなスタイルにしていく必要があるだろうと考えております。

33ページをお願いします。

「木と森の文化」の創造といった視点でございます。

これまでの取組では、木育やモデル的な木材利用等の地域活動など、規模が小さいながらも取り組んでまいりましたが、なかなか身近に感じていただけたところまでは至っていないと認識しております。

また、身近な緑といった視点での例として、例えば都市公園や学校林の状況は、記載のとおりでございます。

財源をどうするのかということもございますが、里山や森林に関する施策として、県民にとっての身近な場所や観光地での森の整備、市街地など身近な場所での木材をはじめとする里山資源の利用、多様な皆さんによる森林を活用した文化・教育・保全活動への支援強化といったことを進めていく必要があると考えております。

ここまで「改善の方向性」ということで説明させていただきました。

34ページから以降につきましては、基本的に前前回と同様の資料により、特に里山の森林整備について整理をしております、前前回から更新あるいは追加した部分を中心に説明させていただきます。

34ページは、以前に説明させていただいておりますが、森林管理の方向性による長野県の森林の区分でございます。里山として管理する森林が真ん中に表示してございまして、68,000ヘクタール設定しております。よりイメージしていただきやすいよう、それぞれの説明の下にカッコ書きで(生活利用林)といったような表現を加えさせていただきました。

35ページをお願いします。

里山は県内に68,000ヘクタールしかないのか、といった疑問も別のところで頂戴しておりますので、少し整理をさせていただきました。前ページは、管理の方向性による区分でありましたが、里山の存在そのものは地理的に区分されるものでございまして、このように661,000ヘクタールの県内民有林のうち、里山は400,000ヘクタールと区分されております。このうち、管理の方向性によって右側のように細分化されるという考え方でありまして、その中に里山として管理すべき森林(生活利用林)が68,000ヘクタールあるということでございます。ですから、里山であっても、林業振興に取り組む森林であったり、公的に管理する森林がある、ということでございます。

36ページをお願いします。これも以前に説明させていただいたものと同様でありまして、この10年間の取組を終えた時点で、68,000ヘクタールのうち、35,000ヘクタールほどが未整備で残るという見込みでございます。

37ページには、これまでに県民会議・地域会議で出されております意見を再度示させていただきます。

その上で、38ページ、第2期の期末時点で未整備となる里山35,000ヘクタール余の評価でございます。前前は、航空レーザー測量の途中段階の結果から推測した数値を示させていただきましたけれども、今回、すべての調査結果が出ましたので、最終数値で報告させていただきます。

考え方としましては、災害の起こりやすさと県民生活への影響度、これに森林の混み具

合から判定した整備の緊急度を評価して面積を導き出しております。

結果数値は39ページのとおりでございます。

山腹崩壊の危険度が高くなおかつ生活の場からも近い場所、これは5,000ヘクタールございました。ここは緊急的に何らかの対応が必要になりますので、森林税の補助事業ではなく、行政主体の治山事業での整備を検討すべきであろうと考えております。

次にランクbを中心とする「優先的な要整備森林」ですが、合計で13,000ヘクタールとなりました。この場所については、下段の図のように森林の混み具合から整備の必要な面積を試算しておりまして、13,000ヘクタールのうち、特に緊急な整備が必要な場所が5,000ヘクタール、今後時間の経過により整備の緊急度が増す場所が4,000ヘクタール、現在のところ整備は不要と考えられる所が4,000ヘクタールとなりました。

なお、実際の現場では、こうして振り分けましたそれぞれの箇所が、まとまりのある一団の森林となっておりますので、どのように整備を行うべきかといったことも箇所ごとに検討が必要になってくると思われまます。

イメージしていただきやすいように、図面を用意させていただきました。別紙添付資料のカラー図面をご覧ください。こちらは、例として上伊那地域でございます。上伊那地域全体で、5つの色分けで示してございまして、青色の部分がこれまで10年間で森林税で整備を行った場所、緑色が森林税以外によって整備を済ませているところ、黒が緊急的な要整備森林（公的に治山事業でやろうという場所）、赤色が優先的な要整備森林のうち混み合っていて緊急に整備が必要という場所、黄色がそれ以外の優先的な要整備森林という表示となります。

上伊那地域では、黒色の部分が518ヘクタール、赤色が563ヘクタール、黄色が262ヘクタール積み上がっております。さらに、この中の伊那市高遠町の部分を拡大したものが2枚目の図面でございます。このように、今後整備が必要な場所が細かく飛んでいる状況がおわかりいただけるかと思っておりますが、場所を特定できますので、どのような優先順位で整備を進めていくか、面的にどのように進めていくか、といったようなことを市町村や地元の皆さんとしっかり検討していく、そのための基本資料としたいと考えております。

また、この図面は、これまでの実績を管理する上でも重要なものとなりますので、県民の皆さんに、今後のアンケートであるとか、ご意見を伺うというような機会には、示していきたいと考えております。

資料2に戻っていただきまして、40ページ以降につきましては、前前回と同様の資料でございますので、説明は省略させていただきます。今後の里山整備の進め方の案として参考までに添付させていただきました。

説明は以上でございます。

(青木座長)

ありがとうございます。森林整備の必要性について今、訴えられたわけですが、まずは疑問点などをお出しいただければと思います。抽象的な表現が多いので、具体的に把握するのが難しいとは思いますが。

(水本委員)

資料39ページの表は、以前も出されていたものですが確認としてお願いします。混み合っておらず現状整備不要の森林4,000ヘクタールを除き、優先的に整備が必要なのは9,000ヘクタールということよろしいでしょうか。

(千代森林政策課企画幹)

はい。何等かの整備が必要な場所が9,000ヘクタールです。

(堀越委員)

その9,000ヘクタールのうち、所有者不明な森林の割合はどのくらいあるのですか。

(千代森林政策課企画幹)

申し訳ありません、その部分はそれぞれの地域で点検し、明らかにしてもらいます。県全体としては、資料の26ページに記載のとおり、所有者不明森林は民有林全体の4%です。

(堀越委員)

一定のところまで間伐は進んだが、その後進まない理由の一つが所有者の所在不明ですよ。だから集約が進まなかったのだと。その部分を県として把握していなくてよいものですか。ちょっと疑問に感じました。

(高端委員)

資料26ページによると、所有者不明が4%、一方、地籍調査が済んでいないところがこれだけあるということですよ。地籍調査が終わっていないということは、境界が確定していないということだと思のですが、そういったところであっても、森林税事業による整備は可能なのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

森林の場合は、地籍調査による境界確定をしていなくても、所有者間の境界はここであろうという同意があれば森林税事業の施業は可能です。地籍調査の場合は、実際に測量をするので手間がかかります。なかなか山の一筆一筆まで調査をすることは大変なので、ご覧のとおりに進捗状況です。

(高端委員)

先ほどの堀越委員の発言の繰り返しになりますが、やりにくいところが残った結果、財源が基金に積みあがっているという経緯があります。そこも踏まえて、優先的に整備が必要な9,000ヘクタールのうち、例えば1～2年くらいの間に具体的に手をつけられるところがどれくらいあるのかを示していただかないと、来年度以降に必要な財源が分かりません。

(青木座長)

財源ベースでの資料がないので、来年度以降必要かどうか、何を根拠に判断しているのか分かりません。9,000ヘクタールのうち、実行可能なのはどれくらいという見込くらいは答えいただけますか。

(千代森林政策課企画幹)

9,000ヘクタールは飛び飛びに分散しておりまして、どれくらいという試算を進めている状況です。今後精度をあげ、お示ししたいと思っております。

(青木座長)

実行可能性について質問します。「空洞化していることが問題だ」という出発点のご説明

で、資料31ページで「地域主体にすれば解決するんだ」というような提案をされていますが、そもそも空洞化しているのに、地域主体にして実行できるんですか。NPOや地域の皆さんで、という趣旨は大変よく分かりますが、空洞化して人がいなくなり、さらに高齢化が進む地域において、果たしてこの理屈が成り立つのでしょうか。

「市町村でプランを作成し、地域の皆さんを巻き込んで、みんなで地域を支えましょう」という考え方は正しいですが、地元の市町村もこのところ財源不足で体力が弱ってきているのに、地域主体による取組に任せてよいものでしょうか。「地域主体で行う」という考え方自体は正しいですが、現実的にできるのか非常に疑問です。

そこに関連して、「地域主体で行う」ことには賛成ですが、県はどのような責任でそこに絡むのですか。30ページ、31ページに「市町村が総合プラン（図面管理）を作成」と書かれているのですが、これに対してなぜ県が超過課税を充てていくのか、県の責任はどこにあるのかをぜひお伺いしたいです

もう1点、「中間支援組織」とは何ですか。天下り組織でも作るのかな、というイメージがなきにしてもあらずなんです。以上、3点についてお答えください。

（千代森林政策課企画幹）

1点目についてお答えします。所有者不明の4%については、地域主体にして分かる場合もあるかもしれませんが、現実として困難であろうと思っております。私どもとしては、その4%が今後8%になり10%になり・・・というようなことを未然に防ぐ、あるいはそのスピードをちょっとでも遅くしたい、そのためには、そこで暮らしている方々の意識を何とかしていかなければという思いがございます。

例えば、第2期目を振り返りますと、森林組合などの林業事業者が営業活動をしてそういったところの整備をされた、プロの皆さんが実施したことで地域の関わりが薄くなってしまった。団地化・集約化をするためには地域の皆さんのお話を聞かないと分からない部分もありますし、整備がされたらそれで終わりではなく、今後そこをどうしていくのかということも地域の皆さんで考えていく必要があるだろうと。事業者の方の取組プラス地域の皆さんも絡んでいかななくてはならないと考えております。やってみてどこまでできるかという部分もあるかと思いますが、少なくとも仕組みは変えていく必要があるのではないかと考えております。

（青木座長）

先ほどから何度も申し上げているように、考え方は正しいと思います。ただ、地域の方々が高齢化しています。

今日の資料は、改善の方向性が地域主体、地域に委ねているように見えます。この4%はほぼ手が付けられないのかなと思います。東京でも空き家だらけ、その所有者が分からない状況になっていますので、この部分は法律でも改正しない限り難しいと思います。

そこに限らず、地域主体で森林整備が進むのか。先ほどから聞いていると、林業事業者の方々が悪いのかのように聞こえてきてしまって、その方々に協力してもらわなければ、広い面積9,000ヘクタールは間伐できないだろうと思うんですね。今日の資料を見ていると、事業者の方々が悪いのでこれからは地域に委ねましょう、みたいに見えます。

それと、繰り返しおたずねしているように、本当に地域の人たちでできるのか。かつ、もう1点お答えいただいている、市町村の方々でもできるのか、もお答えいただきたい。最後の方でおっしゃられた「やってみなければ分からない」ということになると、超過課税でいくら必要なのか分からないじゃないですか、という話になって、かなり厳しいな、というのが正直な気持ちです。

(千代森林政策課企画幹)

今おっしゃられたように、過疎化が進んでいるようなところは、高齢化も進んでいます。市町村も、小さな村ですと、「やってください」、「はい、やります」という状況にはありません。そこで、県としては里山整備利用地域認定制度を設けまして、これは、また改めてご説明する必要があると思いますが、そこに県がビジョンやデータを示し、地域の皆さんに寄り添いながら、県の現地機関を絡めながら進めていくということがまず一つございます。

それから、中間支援組織ですが、県も林業普及制度の中で支援しているのですが、これにプラスし、中間で林業専門家を紹介して、地域の皆さんの活動や議論をサポートできるような組織を作ります。

(青木座長)

この組織は、これから作るものなのですか。

(千代森林政策課企画幹)

これから作ります。現在でも林業関係の団体があり、そこで一定の技術者を抱えています。こういった皆さんを紹介して里山整備利用地域をサポートする仕組みを考えています。

(青木座長)

中間支援組織の方々は何を生業としている方々なのですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

座長から指摘があったとおり、小さな町村には林業の専門職員が少ないのが実情です。これまで、県職員がサポートしてきました。これから、地域の中で森林整備を考えていく際には、県だけの取組では足りない。マンパワーもそうですし、県職員が持っている技術だけでも足りない部分があるだろうと考えております。

できるのか、という議論から戻ってしまうところもありますが、推計はいろいろなデータを組み合わせる机上の域を出ないところがあります。最後は、一か所一か所、地域の方々と話し合っただけでは進めていくしかありません。そういった中で、地域の方々に森林の状況はある程度客観的にお知らせすることができる。不在村の方々の情報を地域の方から提供してもらい、県として整備の方向性を地域に示し、地域から実際に整備できるかのフィードバックをもらいながら、具体的な場所を決めていきたい。計画を作っていく際に、地域には林業技術の観点から不足した部分がありますので、そういった技術力を持った方、林業士の資格を持った民間の方をコーディネートする。今までも市町村と一緒に林業施策を進めてきた団体の方がいますので、方向性が定まれば具体的な内容について協議してまいります。

(青木座長)

林業に詳しい方が、ボランティアなのか委託なのか、市町村を支援するというのですが、民間の方という理解でよいですか。この中間支援組織とは、天下り組織ではないですね。

(長谷川森林づくり推進課長)

県に準ずる新たな機関を作るわけではなく、支援機能を用意したいということです。民

間の林業士は個人ですから、個人として全体のコーディネイトや市町村への人材マッチングを行うことは難しいので、そのための役割を用意したいということです。

(青木座長)

よく分かりませんが、天下り組織ではないかという私の心配ははっきりと申し上げましたので。

(沼尾委員)

今回の資料に期待していただけに、正直申し上げると残念な印象を持ちました。

国においては、森林環境税(仮称)を市町村主体で行うのだという議論が進んでいます。森林保全を市町村と地域でどうするのだという議論があって、そちらもにらみながら、県としての独自財源をどのように作り、県としてどのように森林を保全していくのかという、県としての主体性が、この税に関しては問われてくると思います。

県には専門の技術系職員もいて、県全体の森林の事を考えながら、県としてはこれだけのことを腹をくくってやっていくのだ、ということが必要だと思いますし、それを踏まえて、現場での課題を解決するための財政需要を測る、例えば、どれくらい人が足りないのか、技術が足りないのかといったことが必要ですが、そういったことの説明が極めて抽象的です。この地域ではこういう人が足りない、こういう技術支援が必要、そういった具体的な政策課題があって、財政需要としての財源の積み上げが出てくるものだと思います。

長野県は縦に長くて広いということもあり、なかなか地域が見えづらいのかもしれませんが、振興局を通じてもう少しリアルな現場のニーズをくみ上げ、県としてここまで支援していく、そのためにこの税を使うのだということが具体的に出て来ると、こちらも腑に落ちるのかと思います。この税を使って取り組むものと、国で検討している森林環境税(仮称)を使って市町村は何をするのかという整合性や役割分担の議論にもつながっていくのではないかと思います。

追加的な財政需要をどうするのかという議論の中で、今回の説明は極めて観念的です。マクロ的な整備必要面積の数字が示され、漠然と整備が必要なことは分かるのですが、実体としてどういう施策の積み上げでやっていくのかというところが、現場でのコンセンサスの積み上げという形であがっていないので、ちょっと意外でした。

マンパワーが足りない、技術職が不足しているという、人材の確保まで含めた財政需要を県民に問えばよいと私は思います。人がいないとできないということは間違いありません。人が足りないんだよね、地域で考えてよ、では、県の森林税と国の森林環境税(仮称)もそのうちやってきて、市町村は相当に混乱し困るのではないかと心配しています。

そういう意味で、県としてそれぞれの地域に入ってこれからニーズや実態を調べますではなく、実際にその財政需要を積み上げて考える必要があると思います。それができないのであれば、来年度以降、最初の1年は、まずそこを把握するのだ、というところから始めてもよいと思っています。

理念は分かるし、実現すればよいとも思いますが、何と言いますか…。県で絵をかきました、お金も出します、後は地域の皆さんでよろしく、という感じに見えてしまって。実際はそうじゃないんだという計画のプロセスのところは今回は見えてこなかったもので、次回に期待します。

(青木座長)

なかなか、次回というお時間がありますかどうか…。今の点でご回答いただけることがありますか。

(長谷川森林づくり推進課長)

ごもっともなご指摘だと思っております。次回にお示しできるよう、努力します。

(沼尾委員)

それぞれの地域で里山整備が進まない理由は何か、それをどういった形で解決が可能なのか、そういったことを現場で議論しながら積み上げていくのは時間がかかるものです。ただし、時間をかけて合意を取ることでその後の整備が進みます。そこを丁寧にやっていくということが今は求められているのだと思います。県としてそういったことを今もしっかりとやっている、または今後やっていくと理解してよろしいでしょうか。県職員も汗をかいて現地に出ろという話になって来るので、それは現場の地域振興局でやっていますから、私たちは県庁で見えています、ということでは済まない部分が出てくると思います。そういう意味で非常に大変なことですから、私は必要であれば人を増やしてよいくらいのことと思っております。

(山崎林務部長)

今は大きな端境期にあるので、ここを看過することはできないと思っております。現場も県庁もオーバーワーク気味ではありますが、将来のために課題を調べ、財政需要をお示しするように努力してまいります。

(高端委員)

国の森林環境税（仮称）も住民税均等割を検討しており、ある意味で二重課税になります。また、何等かの基準で市町村に配分されてくる。そちらのボリュームが分からないのに県税を検討しなければならないのが苦しいところ。県としての需要が示せたとしても難しい状況にあると思います。

同じ課税ベース、同じ徴収方法で国税が出来る可能性が高いです。県の超過課税の必要性をしっかりと示さないと、「県の森林税って必要なの？」という声が高まりかねないのかなと思います。

資料33ページに改善の方向性について記載がありますが、都市公園は、今回、初めて聞く話です。その需要を「総面積で全国18位、1人当たり面積で22位」と説明し、整備が足りていないとおっしゃりたいと思うのですが、この順位だと中位または中の上という感じですね。それはともかく、都市公園の整備・管理にもお金を回したい、と提案しているのだと理解しました。必要性があるかどうかはひとまずおいといて、この時期にこのような新たな話を付け加えられると、余っているお金をこっちに使わせろ、としかとれません。

(山崎林務部長)

市長会、町村会等から問題提起されたものです。確かに唐突であるというご指摘はそのとおりであり、もっと整理した形でお示しすべきであったと思いますが、様々な声が寄せられている、ということの一つとして記載いたしました。

(高端委員)

必要性も含めその判断の合理性をお聞きしたいのです。県の事業ですから、県立公園のことですよね。

(福田森林政策課長)

県立に限らず、市町村立を含めております。

(高端委員)

総面積が示されていますが、これは市町村立も含めてということですか。

(福田課長)

はい。

(高端委員)

今まで一度もお聞きしたことがなかったのですから、都市公園というものがどういった場所であって、そこに財源を充てることの合理性、必要性のご説明をお願いします。

(福田課長)

森林に限った場所だけではなく広く受益を実感できる場所という問題意識から記載しました。

(高端委員)

今のところ、合理的な説明はできない、ということですね。

(福田課長)

今回は資料として十分なものをお示しできませんでした。

(高端委員)

資料として出していないこと自体が問題ですが、その資料はすぐに準備できるのですか。

(福田課長)

少しお時間をいただいて整理します。

(高端委員)

その程度の話がこのタイミングで資料に記載してくるのは、不誠実だと思います。

(小林総務部長)

十分整理ができていない資料をお出ししたことについては、委員おっしゃる通りだと思います。森林づくりを幅広くとらえた時に、こうしたことも、例えば学校林なども、それぞれの市町村においては課題としてあります。

中山間地域においては里山整備を行っています。森林税は幅広く都市部の方々にも負担していただいています。都市部においてはこういうことも課題としてありますと投げかけられたものです。確かに、整理がきちんとできてはいませんが、課題として掲げさせていただいたものです。

(高端委員)

なぜ、そういう事が問われるのかを改めて確認しておいた方がよいと思うんですが。都市に住んでいる方も含めて超過負担をお願いしているので、というようなことをおっしゃいましたが、超過負担を県民にお願いしている以上、その必要性をしっかりと考えなくてはいけない、これがそもそもの研究会の役割です。

「要望があるので改善策として載せました」という態度は反省していただきたいと思います。加えて、なぜ厳密に考えなくてはいけないのかという理由まで踏み込めば、「都市公園って重要だね」というのはそのとおりです。そうなんですけど、一例として、特別支援学級の予算は十分ですか？ほかの分野にもいろいろなニーズはありますよね。それと都市公園に予算を増やすことの、どちらが重要ですか？本当は、県の予算を作るプロセスの中で、地方自治の仕組みの中で決めなければいけないことなんだけど、森林の整備という分野については森林税という超過課税による税収が確保されているがゆえに財源が充てられていく。予算配分を決める民主主義のプロセスをすっ飛ばすのが目的税の性格です。だからこそ、その税収を充てるだけの重要性があるのかしっかりと考えなくてはなりません。そこを、我々委員も含めて皆さんにも改めて自覚していただきたいと思います。

(青木座長)

森林税の考え方、何度も繰り返して議論してきたところです。

今回の資料については唐突感が否めません。第3期に向けていきなり防災が出てきました。これを言われると反対できません。継続のための言い訳に見えてしまうというのも事実で、資料として防災の必要性に説得力が感じられません。

先ほど私が申し上げたように、大規模な林業事業者が原因、みたいなことが唐突に出ていて、第3期からは地域主体でいきますとなっています。何ゆえの急転換か理解できません。第2期の状況と問題点にお答えいただけてないのに、第3期にいきなり変えます、ということに違和感を覚えます。

(三井委員)

資料30ページ以降に記載の改善の方向性については、やれたらいいなという思いで聞いておりました。その前提として、第1期、第2期で未整備となってしまった里山の整備を具体的にどう進めるのかが重要だと思います。

防災の観点からピックアップされた所だということは、緊急性が高く、放置できないということです。所有者が不明だとか、高いハードルで残されたところをどう進めるのか、どんな手立てが必要なのか、そこをはっきりと示していただきたいと思います。それに対して最低限必要な額が示され、どうしても森林税の継続が必要なのだということにつながって来るのかと思います。それを受けて500円がいいのか、期間は5年間がいいのかについて検討できるのではないかと思います。

それ以外の行政需要、今後取り組むべき森林関係の政策については別に検討する必要性があるのではないかと思います。

(青木座長)

そのとおりだと思います。お答えいただけますか。

(山崎林務部長)

本日、踏み込んだ資料を提出できなかったことについて反省しております。今日の資料は、前回お示したのものから基本的に変わっていません。問題意識を共有する意味で、大きな方向性としてお出ししたものが、踏み込みの足りない資料で申し訳ありません。

まずは、里山の整備をどうするのか、次にそれ以外の課題にどう向き合うのかを整理して次回お示いたします。

(青木座長)

時間が限られている中で、次回、次回と先送りをされてきています。本当に出していただけなのかという不信感もありますが。

(堀越委員)

先ほど高端委員からも意見がありましたが、国の森林環境税（仮称）との関係を心配しています。平成30年税制改正に向けて「所有者が不明な場合等に市町村が間伐を代行できる」ことが検討されているようで、長野県が「地域主体」で検討している方向性と同じように感じます。県民が納得できるものなのかどうか、次回資料に期待します。

(青木座長)

なぜ、県が国の森林環境税（仮称）と同じ方向に進もうとしているのか理解できません。ですから、唐突感が否めないと申し上げたのですが。長野県の森林税は現状でこれだけの問題点が出てきているのに、さらに、第3期には国の森林環境税（仮称）と同じ方向に進もうとされるのか、疑問は深まるばかりです。国税の方は、一言で言えば人頭税であり、私は反対ですが、もし実現すれば全くかぶりますので、この森林税の存否を問われるのは間違いありません。

(宮崎委員)

具体的な金額が「やってみなければ分からない」みたいな話ですが、1年間で6.5億円が必要であるという資料がありません。こういう事業にこれだけの金額が必要だから継続させてくださいという説明ができるのでしょうか。次回、資料を出す際には、都市公園は金額を稼ぐだけに見えるので、課税の原点に戻って里山整備の需要を正確に見積もって出してください。6.5億円が必要だという資料が提出できるのか、ということが1点目の質問です。

資料30ページには「税単独事業を大幅に増加」と記載されています。国庫補助事業ができなくなってきているから単独事業を増やしますということだと思いののですが、具体的にどれだけの面積をどのように、金額としていくら必要なのだという見通しをお聞かせください。

(長谷川森林づくり推進課長)

1点目、金額につきましては、試算等を進めてお出しします。2点目につきましては、資料6ページに記載のとおり、平成29年度の取組から、繰越事業も含まれているので少し数字が大きくなっていますが、税単独事業の割合を増やしてきています。税単独事業を1,300ヘクタールの規模まで増やします。

今後実施する場合に、国庫補助と県単事業がどれくらいという試算は進めておりますが、国庫補助が現状より厳しくなってくるのは致し方のないことです。数字もお示ししていきたいと思えます。

(青木座長)

宮崎委員の2番目の質問については、この研究会とすると、補助裏に充てるべきではないということなので、もし継続するのであれば、むしろこれを下げてもらわないと認められないということですので、いい方向であるのかなと思います。三井委員、沼尾委員もおっしゃっておいでですが、何をどのようにやるのか、具体的に伝わってきません。宮崎委員もおっしゃっているように、財政的な数字をお示してください。これがないと判断できません。

(半谷委員)

「国庫補助活用事業を半分以下にする」とは、どういう意味なのですか。資料9ページの左の図の国庫補助事業を半分に減らして、県単事業に振り分けるということでしょうか。

国庫補助事業の義務嵩上げ、任意嵩上げもですが、嵩上げに使うのは望ましくない、という研究会の投げかけに対し、30ページ「半分以下にする」ということは、引き続き義務嵩上げに充てるという答えなんですね。また、どういう方法で半分にするのですか。

資料32ページの市町村支援金を補助事業化するというのは、資料1には「手挙げ方式」と書いてありますが、市町村が事業申請をして補助をするということですか。使途を指定した補助金を出すということは財政が硬直化するという議論と、需要がないのに無理やり消化しているという議論があったわけですが、そもそも目的税なのだから使途を限定し、市町村に申請をしてもらい、必要性を審査する方向に改めるという理解でよろしいのでしょうか。

(長谷川森林づくり推進課長)

国庫補助制度を活用することが難しくなってきたのが実情で今後どのくらいを見通すことも難しいのですが、国の制度で支援がある部分については、県民の負担を小さくする意味もありますので、無理のない範囲において活用してまいります。嵩上げを県としてどうするのかは、県民に説明をし、ご理解を賜りたいと考えています。

(千代森林政策課企画幹)

研究会における、森林づくり推進支援金の県全体としての成果や評価というお話、財政調整交付金の色が強いとお話を受け、仕組みとしては手を挙げてもらい、適切な事業かどうか県が判断していくことを考えています。

(青木座長)

懸案になっている基金残高についてお聞きします。整備が必要な9,000ヘクタールに使うのですか。また、今後必要な額から、この基金残高の6億円を差引くのですか。財源ベースではないので区別がつかなく、前回の説明でもよく分からなかったので教えてください。

(長谷川森林づくり推進課長)

基金に残っているお金は、里山整備が必要だとして集めたお金ですから、まずは里山整備に充てるというのが基本的な考え方です。第2期で集めたお金を第3期で優先的に整備する9,000ヘクタールにどのように使うのか、ということは今後整理してまいります。

(青木座長)

唐突に防災を打ち出されて、残っているのが9,000ヘクタール。そこに使っていくことは間違いがないですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

その方向で考えております。

(青木座長)

第2期と第3期の違いがよく分からないのですが、変わるのですか。基金残高は分かり

やすいトピックスですので、使途について早急に教えてください。

それでは、残った時間で森林づくり推進支援金について説明をお願いします。財政学者からすると、それこそ松くい虫対策補助金を作った方が分かりやすいのではないかと思います。

(千代森林政策課企画幹)

資料3の「森林づくり推進支援金の概要」について、ご説明いたします。

これは、前回からの宿題になっていたものでございまして、これまでの現行の市町村に対する支援金の交付の目的や流れ、配分方法、また実績等に関して、より詳細に説明させていただくものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

まず、事業の趣旨であります。地域住民の意向や地域の実情に精通している市町村が、それぞれの地域課題に沿って独自性と創意工夫により実施する森林づくり関連施策を支援するというものであります。市町村独自の取組で、国庫補助の対象とならない場所や活動を支援することで、間伐等の森林整備を補完するものでありまして、支援内容は記載のとおりでございます。

2ページをお願いします。支援の対象となる事業項目と交付対象事業の例示を記載いたしました。3つの事業項目は、本県の森林づくりに関する施策の基本となります。「長野県森林づくり指針」の基本方針に沿って整理してございます。

3ページをお願いします。平成19年の森林税導入時と、平成24年の第2期への移行時に、森林づくり推進支援金について、それぞれどのように説明したかを整理しております。当初、実施にあたっては、森林整備や県産材利用等の森林づくり関連施策に限定するとともに、県民意見を反映した取組につながるよう、県内10地域に設置する地域会議での意見を踏まえて事業を決定することとしております。

また、2期目への移行に際しては、交付の基本的な仕組みはそのままに、県の森林・林業施策との関連性がより明確になるよう事業メニューを限定し、また、新たに水源林の取得に要する経費を支援対象に加えております。

4ページをお願いします。支援金の配分の考え方とともに平成28年度の配分額を示しております。予算額1億3,000万円のうち、半額ずつ、基本配分枠と重点配分枠に振り分けております。

このうち基本配分枠6,500万円は、その市町村の私有林の面積、納税者数、均等割で、それぞれ記載のとおり振り分けておりまして、最大では長野市の530万円余、最小は麻績村の38万円余でございます。

一方、重点配分枠は、過去3カ年の間伐実績の占有率で、各地方事務所・地域振興局ごとの配分額を算出し、各事務所において、配当された金額について、みんなで支える地域会議の意見を踏まえ、市町村からの要望等に応じて配分額を決定しております。

こうして、各市町村へは、基本配分枠+重点配分枠の合計額により配分しておりまして、最大では長野市の832万円余、最小では小布施町の47万円となっております。

続いて5ページをお願いします。こちらには、交付事務の流れを記載しております。年度当初に市町村から地域振興局へ事業計画書の提出があり、また本庁の林務部からは、地域振興局へ配分額の内示をいたします。地域振興局では、市町村計画を審査するとともに、地域会議を開催し、市町村の計画の妥当性と地域振興局の配分案について、有識者等から意見を聴取し、内示額を決定の上、市町村へ内示します。

それを受けて、市町村は交付申請を行い、地域振興局が交付決定をした後、事業実施となります。

事業が完了しますと、市町村からの実績報告、地域振興局の調査、額の確定が行われ、実施した内容については、地域会議で報告し意見をいただくとともに、県民会議でも報告することとなっております。

6ページをお願いします。こちらは、森林税がスタートしました平成20年度から、推進支援金の中でも特に需要がある使い道の事業区分について、交付金額ベースでまとめたものでございます。

下の円グラフにありますように、第1期では既存の間伐事業への嵩上げ補助の割合が高かったわけですが、第2期では、松くい虫対策の割合が高くなっております。

7ページをお願いします。第2期での、それぞれの事業項目ごとに活用が多かった事業メニューの実績を、それぞれ量や面積、件数などで示しております。

「みんなの暮らしを守る森林づくり」では、松くい虫被害対策で4年間で材積7,716立方メートルを伐倒しております。景観整備では116ヘクタール、嵩上げ補助による間伐は1,443ヘクタールとなっております。

「木を活かした力強い産業づくり」では、木製ベンチや木製ゴミステーションなどの県産材利用施設を4年間で101件設置しております。

「森林を支える豊かな地域づくり」では、野生鳥獣被害としての緩衝帯整備が205ヘクタール、森林環境教育が31回、住民参加による森林づくりの取組が40回となっております。

8ページからは、平成28年度の個別の活用事例について、主だったものを紹介しております。

最初に、「みんなの暮らしを守る森林づくり」の松くい虫対策で、松本市と、箕輪町の実績を記載しております。松くい虫の被害は地域性があり、特に被害が多い市町村では、こうした対策に活用されております。松本市では295立方メートル、箕輪町では16立方メートルの伐倒駆除実績でございます。いずれも国庫補助事業等既存の事業では対応できない箇所について、被害拡大防止や倒木被害防止に寄与しております。

9ページをお願いします。下伊那郡阿智村の景観整備の取組です。下伊那地域などでは竹林が多く存在しておりまして、道路や家屋の近くまで侵入してくるような勢いのところが多く、景観上も好ましくないということから、景観整備として支援金が活用されております。観光地や幹線道路、集落周辺等、景観として保全すべき箇所で実施することにより、成果が報告されております。

右側は、嵩上げによる間伐補助の事例でございます。飯島町では25ヘクタールの間伐に活用しておりまして、森林所有者の負担軽減により実施希望者が増加するなど機運醸成につながっております。

10ページをお願いします。こちらは「木を活かした力強い産業づくり」でございます。

木曽町では、県産材を活用したゴミステーションを設置し、地域の皆さんに県産材の良さを実感していただいております。

また、下諏訪町では木製ベンチの設置、次の11ページも同様に、上田市の市営施設に木製ベンチを設置しており、多くの方が利用する施設への木材利用により、県産材利用のPRに寄与しております。

11ページの右側は、飯田市における新生児に対する県産材スプーンの配布や木製遊具の導入でございます。幼少の頃から地元の木に親しんでもらうといった目的で行われております。

12ページをお願いします。こちらは「森林を支える豊かな地域づくり」で、野生鳥獣対策としての緩衝帯整備の実施例であります。特に野生鳥獣による被害が顕著な市町村では、こうした対策に活用されており、長野市と上松町を紹介しておりますが、野生のサルやイノシシが潜む箇所が無くなったことで、出没状況が改善されております。

13ページをお願いします。森林環境教育としては、伊那市におきまして、希少種の生態調査や市民対象の観察学習会を開催しており、市民の皆さんに、里山整備による生物の生息環境改善について考えてもらうとともに、希少種の保全・保護に対する意識の高揚に寄与しております

右側の根羽村におきましては、NPOや地域住民等との協働による森林づくりとして、下流域の他の自治体の住民とともに協同で野外活動を行い、村内の水源林の重要性をPRしております。

このように、それぞれの市町村が独自に工夫を凝らして展開している取組、それから、松くい虫対策や野生鳥獣対策、景観整備など、地域性を持った地元の課題に対応する取組などに活用されているといった事例を一部紹介させていただきました。

説明は以上でございます。

(宮崎委員)

森林づくり支援金の活用用途の具体例は分かりました。県の場合、森林税導入による一般財源の振替はありませんとの説明を受けました。市町村の場合、超過課税による新規事業となったのか、それとも財源振替による一般財源の節約となってしまったのか、その点については把握しているのですか。

(千代森林政策課企画)

資料1ページに記載のとおり、既存事業の振替は対象外としております。その裏付け、市町村の一般財源までのチェックはしていません。

(宮崎委員)

緩衝帯整備も松くい虫対策も既存事業ではないのですか。

(千代森林政策課企画)

野生鳥獣被害対策としての緩衝帯整備と竹林などの景観整備については国庫補助制度がありません。市町村の単独事業となります。

松くい虫対策は国庫補助事業と県単独補助事業がありますが、対象となる地域が限られております。それ以外の地域では、市町村が単独で行うこととなります。市町村に潤沢に予算があれば別ですが、この支援金があるので初めて市町村でも行えることが可能となった場合に対象としています。

(青木座長)

こういう配り方をしているので、突っ込んで聞いてみてもあまり意味がないのかな、と思います。宮崎委員がそもそもご質問された成果を表す資料というのは難しいのだと思います。実績ベースの資料で、そもそも里山整備のための超過課税の2割を支援金にしてどういう成果を求めているのでしょうか。おそらく設計図なしにやっているのだろうという気がいたします。

(水本委員)

松くい虫被害は急速に拡大しているように思います。高速道路を使用していると、特に松本地区、上田地区は赤い被害木が日に日に増えてきています。今、里山整備の中で早急に必要なのは、松くい虫の被害をいかに早く防ぐかだと思います。基金残額6億円をすべてつぎ込んででも早急に進めてほしいと一県民として思います。今は伐採をしていますが、

伐採だけではとても間に合いません。極論をすれば、賛否両論ある空中散布やいろいろな対策をする必要があると個人的には思っておりますが、そこをぜひご検討いただきますようお願いいたします。

それから、この会議はもう6回目となります。毎回、次回、次回とストレスがたまるばかりです。ここに議論すべきポイントが示されているのですから、きちっと説明をしていただかないと。森林税の延長について反対する県民はいないと思うのですが、どういう理論で、という理詰めがないものですから、納得感が得られない。そこが一番問題かなと感じております。

(青木座長)

非常に重要なことをおっしゃっていただきました。我々、いつまでこれにつきあうんだろうという気がしております。もともとは秋の県議会に向けてという話もございます。そろそろ取りまとめに入っていかなければならないのに、判断材料が乏しいです。我々の研究会を最終的な判断のよりどころにされている感があります。次に次にとお待ちして資料が出てくるのか来ないのか。5年前の悪夢がまたよみがえるわけです。我々からすると、注文だけは出しておきたい。現状の課題と問題点は明確にお出しをしたのですから、それに明確にお答えいただきたい。第3期、これからおやりになることも抽象的でほとんど分からない。曖昧なまま次回次回と続けていき、最終的に判断を迫られる、それが5年前です。それは避けたいので、できるだけ早く注文は出しておきたい。

委員の皆様がよろしければ、今日は現状を資料1として1枚紙でお出ししましたが、防災だとか、市町村主体だとか、実行可能なのかとのご意見もありましたので、そういったご意見を取りまとめて8月中にお見せし、我々の考え方を明確にしたい。中間なのか最終なのか、それは置いておいて、取りまとめの骨子をお示ししたいと考えていますがいかがでしょうか。私の方でいったん、取りまとめをさせていただきたいと思います。

(沼尾委員)

国の森林環境税(仮称)を意識しているところもあると思いますが、ここまで市町村主体とおっしゃるのであれば、この案に対するそれぞれの市町村の考えはどうなんでしょうか。これをやるのであれば、県としてこういうことをやってほしいというような、77市町村の具体的な意見を一覧表にするくらいの資料を用意していただけると、こういった課題をこのように解決していくのかとイメージができます。県として理念のみを出して、後は市町村にやってもらうということでは大変に心配なのです。こういった市町村との連携や調整をすでに行っている県もあります。長野県さんであればこれくらいのことをやって欲しいという希望です。

(青木座長)

本質をついたご意見です。ぜひお願いいたします。

10分ほど超過いたしまして申し訳ありません。事務局にお返しいたします。

(大槻企画幹兼課長補佐)

委員の皆様方には大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

本日いただきましたご意見につきましては整理をさせていただき、それを踏まえまして次回の研究会を開催させていただきたいと思っております。

4 閉 会

(大槻企画幹兼課長補佐)

それでは、以上をもちまして、平成29年度第3回長野県地方税制研究会を終了させていただきます。ありがとうございました。